

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成16年9月16日(2004.9.16)

【公表番号】特表2001-526581(P2001-526581A)

【公表日】平成13年12月18日(2001.12.18)

【出願番号】特願平9-539884

【国際特許分類第7版】

B 01 D 39/06

【F I】

B 01 D 39/06

【手続補正書】

【提出日】平成15年8月5日(2003.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

手続補正書

平成15年 8月 5日

特許庁長官殿

1. 事件の表示

平成09年特許願第539884号

2. 補正をする者

氏名（名称） ミネソタ・マイニング・アンド・
マニュファクチャリング・カンパニー

3. 代理人

住所 〒540-0001
大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号 IMPビル
青山特許事務所
電話 06-6949-1261 FAX 06-6949-0361

氏名 弁理士 (6214) 青山 葵



4. 補正対象書類名 請求の範囲

5. 補正対象項目名 請求の範囲

6. 補正の内容
別紙の通り

[別 紙]

請 求 の 範 囲

1. セラミック酸化物ファイバーのファブリックとヒル石微粒子とを含むフィルター材料であって、前記ファイバーは集合体として外側表面を有し、前記外側表面の少なくとも一部は、前記フィルター材料がヒル石なしでファブリック全体に少なくとも 100 パーセントの増大した曲げ耐久性を有するような十分量のヒル石微粒子により覆われており、前記フィルター材料が少なくとも 0.15 $l/m\text{in}/cm^2$ のガス透過度を有しているフィルター材料。
2. 前記ファブリックは、前記ファブリックの総ファイバ一体積に対して少なくとも 7.5 体積パーセントの前記セラミック酸化物ファイバーを含み、かつ 1.5 $l/m\text{in}/cm^2$ 未満 のガス透過度を有する請求項 1 記載のフィルター材料。
3. 請求項 1 または 2 記載のフィルター材料を含むフィルターバッグ。